

長寿医療(後期高齢者医療)制度の保険料について

問い合わせ 保険医療助成課医療助成担当 ☎38-2037

■7月15日ごろ、「保険料額決定通知書」を送付します

「平成21年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を、7月15日ごろ送付します。

【年間保険料】	
所得割額	8.07%
均等割額	43,924円
賦課限度額	500,000円

所得割額の算定基礎は、平成20年分の所得金額から純損失の繰越控除および市民税の基礎控除(33万円)を差し引いた額です。

【保険料の支払い方法】
被保険者の皆さん1人1人に、次のいずれかの方法で支払っていただきます。

①年金からの支払い(特別徴収)
特に手続きは不要です。口座振替による支払いに変更することができます。

②口座振替や納付書での支払い(普通徴収)
この支払い方法の対象となるのは、年金の受給額が年額18万円未満のかた、長寿医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えるかたです。



平成20年度に保険料減額措置(均等割額8.5割軽減等)の対象となられたかたで、昨年10月から保険料の支払いが中断しているかたは、7月から平成21年度保険料の支払いが始まります。

【低所得のかたへの軽減】
平成21年度の保険料を軽減した額で、通知書を送付します。

【保険料の減免について】
災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるときや一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは、医療助成担当にご相談ください。



■7月20日ごろ、新しい「被保険者証」を送付します

【被保険者証】
被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月20日ごろに新しい「被保険者証」を送付しますので、8月1日から新しい「被保険者証」を医療機関の窓口で提示してください。保険料の滞納状況によっては、有効期限が短い保険証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は、早めに相談してください。

【限度額適用・標準負担額減額認定証】
世帯員全員が住民税非課税のかたは、限度額適用・標準負担額減額認定証を提示することで、入院時に医療機関で支払う一部負担金や入院時の食事代も減額されます。「認定証」の更新時期は毎年8月1日です。現在、「認定証」をお持ちで8月に降も引き続き対象となるかたには、7月20日ごろに新しい「認定証」を「被保険者証」と一緒に送付する予定です。世帯員全員が住民税非課税のかたで、認定証の申請をされていない場合は、医療助成担当に申請してください。

総合公園の指定管理者を指定しました

7月1日から、新たに総合公園の指定管理者について、次のとおり指定を行います。

- 指定管理者 阪神園芸グループ芦屋市総合公園指定管理連合体
- 指定期間 7月1日～平成26年3月31日

問い合わせ 公園緑地課 ☎38-2065

夜間(17:00～9:00)水道修理事当番表【7月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へお尋ねください。

店名	TEL	当番日
越智商会	22-3708	1、7、13、19、25、31
西園設備工業所	22-6900	2、15、21、27
前忠工業㈱	31-8548	3、9、22、28
(資)神明商会	22-3565	4、10、16、29
中央水道工務所	22-3552	5、11、17、23
原田商会	22-0706	6、12、18、24、30
術大阪商会	32-6302	8、14、20、26

夜間の修理は右の業者が待機しています。

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

平成21年度 国民健康保険料が決まりました

問い合わせ 保険医療助成課保険担当 ☎38-2035

国民健康保険に加入されている世帯には、7月10日ごろに「国民健康保険料納額通知書」を送付します。

納額通知書送後は、電話・窓口等が非常に混雑しています。ご了承ください。

【年間保険料】

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	所得割額の算定基礎は、平成20年分の所得金額から純損失の繰越控除および市民税の基礎控除(33万円)を差し引いた額です。
所得割額	5.2%	1.9%	1.7%	
均等割額	27,240円	9,000円	9,360円	
平等割額	20,640円	6,720円	4,920円	
賦課限度額	470,000円	120,000円	100,000円	

平成20年度に所得がなかった、または少なかったかたは、保険料が軽減されることがあります。所得税の確定申告または市・県民税の申告書を提出していないかたは、「国民健康保険所得申告書」により所得や生活状況を申告してください。

【主な変更点】 介護納付金分の賦課限度額の変更 9万円 10万円

国民年金保険料の支払いが困難なときは 免除・納付猶予の申請を

問い合わせ 市民課年金担当 ☎38-2036

国民年金保険料を納付することが、所得の減少や失業等で困難な場合、申請によって納付が免除される申請免除制度と納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。納められないからと未納のままにしておくと、将来の年金額が減ったり、もしもものときに年金が受けられないことがあります。免除や納付猶予を受けた期間の保険料は、10年以内に納めること(追納)ができます。ただし、承認を受けた年度から起算して3年度を過ぎて追納する場合には、その当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。なお、免除は本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)の前年所得等により判定されます。

申請には、年金手帳(納付書でも可)と印鑑(代理人の場合のみ必要)が必要です。21年6月まで全額免除や納付猶予が承認されており、申請時に継続申請を希望されたかたは、申請する必要はありませんが、申請が必要なかたには文書を送付します。文書が届いたかたは必ず返送してください。

【申請免除制度】
保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の一部を納める「一部納付(一部免除)」があります。

【若年者納付猶予制度】
30歳未満のかた(学生を除く)を対象に保険料を納めることを猶予する制度です。詳細は、市民課年金担当へお問い合わせください。

重度障害者等特別給付金のお知らせ

問い合わせ 障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

市では、国籍要件や海外在住により、国民年金制度上の受給資格期間を満たすことができなかったため無年金者になっている障がい者のかたへ「芦屋市重度障害者等特別給付金」を支給しています。該当するかたは申請してください。

対象者は1・2・3級の身体障害者手帳、A・B1判定の療育手帳または1・2級の精神障害者保健福祉手帳を所持する20歳以上のかたで、次のいずれかに該当のかたです。

昭和57年1月1日以前に20歳であった外国籍のかたで、当時すでに障がいが発生していたかた 年金受給中に障がい軽くなり受給対象から外れたがその後障がい重くなったかた 昭和61年4月1日以前の海外滞在中に障がい発生原因の初診日があるかた

※ただし、次のかたは支給の対象になりません。

公的年金等(重度・年額871,200円以上、中度・396,600円以上)の受給者
無年金外国籍高齢者等福祉給付金の受給者
生活保護の受給者
前年の所得が制限額を超えるかた

打ち水大作戦 in あしや 2009 第4回 仲ノ池自然観察会

自然に触れ合いながら池の中の生物採取や、昆虫や植物の観察や、落ち葉堆肥のようすも観察します。

■日時 7月25日(土)午後9時～正午ごろ
雨天時は、翌26日(日)へ順延

■会場 仲ノ池 ■集合 仲ノ池南西の藤棚
■持ち物 筆記具・帽子・タオル・水筒・着替え。あればタモ網、虫取り網、虫かごなど

■日時 7月25日(土)午後3時30分～4時
■会場 総合公園駐車場(サマーカーニバル会場)

自然に触れ合いながら池の中の生物採取や、昆虫や植物の観察や、落ち葉堆肥のようすも観察します。

問い合わせ 環境課 ☎38-2051

山手幹線芦屋川横断工区 トンネルの名前を募集します

問い合わせ 街路課 ☎38-2074(〒659-8501 住所不要)



市では、現在工事中山手幹線芦屋川横断工区トンネルの名前をつけることになりました。

これは、このトンネルを市民の皆さんに「親しみを持っていただく」「維持管理や通行する利用者の利便性を高める」という目的によるものです。

採用された名前は、銘板に刻み、トンネル坑口の上部に設置します。

奮ってご応募ください。

■期間 7月1日～31日 ■対象 市内在住・在勤・在学のかた ■要件 親しみがあり呼称しやすいこと 地域の文化的・歴史的特徴、あるいは地名などを表したものの 特定の企業名・個人名でないこと トンネル名とする理由を、必ず記載すること ■文字 使用できる文字は「常用漢字(「随」は含む)」「《文字数》漢字のみ5～6文字/ひらがな・カタカナ6～8文字/漢字とかな混在の場合は、漢字3文字をかな4文字に換算し、5～6文字以内 ■記念品 採用者のうち1人に、抽選で贈呈 ■応募方法 はがきにトンネル名・その理由・住所・氏名・電話番号を明記し、7月31日<消印有効>までに街路課へ

7月1日から 建築物の建築等には「認定申請」が必要

問い合わせ 都市計画課 ☎38-2109

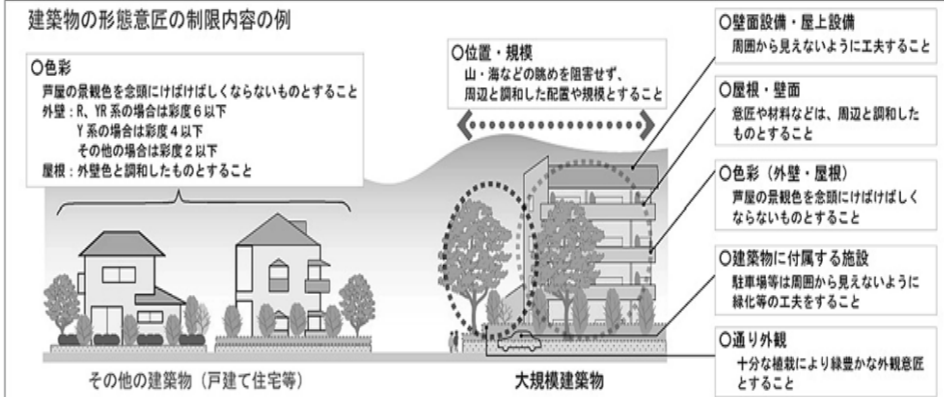
市では、市内全域を対象とする「芦屋景観地区」を指定し、建築物および工作物の形態意匠(色彩やデザイン、外観等)の制限を定めました。

これに伴い、戸建て住宅を含むすべての建築物の新築・増築・改築または移転、外観を変更することとなる修繕や模様替え、色彩の変更を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、市長の認定を受けなければ工事に着手することができません。

すでに建築確認を受けたものでも、7月1日以降着工の場合は「認定申請」が必要です。

- 次に定める「経微な行為等」の申請は不要(かつこの内は認定工作物)
- ①増築、改築または移転で、その部分に係る床面積(築造面積)が10㎡以内のもの
 - ②新築(新設)、増築、改築または移転、外観を変更することとなる修繕・模様替えで地盤面下のもの
 - ③外観を変更することとなる修繕・模様替え、または色彩の変更で外壁とこれに類するものいずれか1面(外観の総面積)の過半を超えないもの
 - ④非常災害のため必要な応急措置として行う行為

区分	対象
大規模建築物	■第1種・第2種低層住居専用地域 高さ8mを超え、かつ延べ面積が500㎡を超えるもの
	■上記以外の地域 高さ10mを超え、かつ延べ面積が500㎡を超えるもの
その他の建築物	上記以外の建築物(戸建て住宅、小規模店舗等)
認定工作物	高さ2mを超える擁壁、高さ10mを超える電波塔等



芦屋病院公開講座 公民館文化セミナー

■日時 7月4日(土)午後2時～3時30分 ■会場 市民センター401室

■内容 「糖尿病について」芦屋病院内科医師・紺屋浩之氏 ■受講料 200円 ■申し込み 直接会場へ

「いまさら」聞きたい 裁判員制度の基礎知識

■日時 7月25日(土)午後9時30分～11時30分 ■会場 市民センター218室

■内容 裁判員制度紹介DVD視聴・講演 ■講師 神戸地方検察庁検察広報官・後藤敬文氏 ■定員 60人 ■申し込み 7月8日水まで、住所・氏名・電話番号を明記し、はがきまたはファクスで下記へ

問い合わせ 公民館 ☎35-0700/☎31-4998(〒659-0068 業平町8-24)

7月25日(土)《荒天中止》 潮芦屋緑地

■キッズサッカー大会 午前10時～午後1時
■緑日 午後1時～9時 ■市民イベント 午後4時～
■MBSライブステージ 午後3時～8時
■花火打ち上げ 午後8時～8時30分

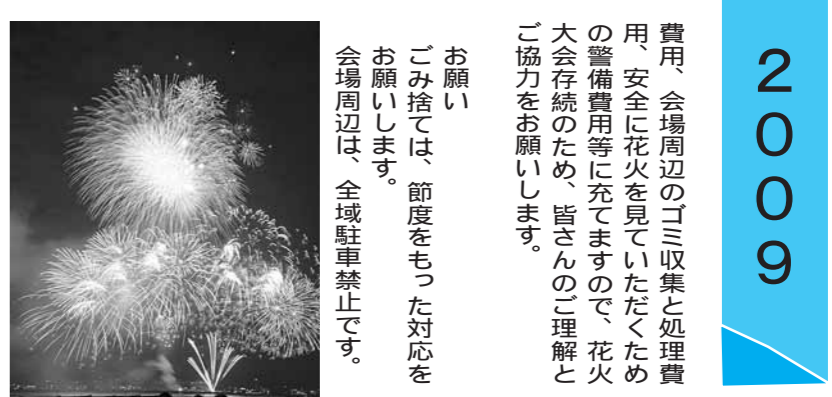
問い合わせ 芦屋市民まつり協議会 ☎35-0871
(※電話は午前10時～午後4時)
サマーカーニバルHP http://www.ashiya-hanabi.com

第三十一回を迎える今年のサマーカーニバルは、キッズサッカー大会や市民ステージ、多くの緑日などもあり、一日を通して楽しめるお祭りです。

毎年恒例のMBSライブステージもぜひお楽しみください。

夜に行われる花火ショーは、打ち上げ時間が例年より午後8時から八時三十分までの三分間となっています。ご注意ください。

また、潮芦屋ビーチエリア内の総合公園や潮芦屋ビーチエリア以外の総合公園や潮芦屋ビーチエリア内では、協賛金として得られる収入は、花火代、協賛観覧席の拡充・設置



＜ボランティア募集＞
当日お手伝いいただけるかた、翌日のクリーンアップ大作戦(仮称)に参加して下さるかたを募集しています。ご協力いただけるかたは、ご連絡ください。お待ちしております。

阪神高速湾岸線や側道も、駐停車禁止です。駐車場はありません。車での来場はご遠慮ください。

花火打ち上げ場所から半径100m以内は立ち入り禁止です。会場周辺は、炎天下による高温が予想されます。帽子の着用・水分の補給など、日射病・熱中症等には十分ご注意ください。

潮芦屋ビーチは、遊泳禁止です。花火の際は、暗く危険ですので、水際には近寄らないでください。

市長の資産等を公開します

「政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長の資産等補充報告書および関連会社等報告書を公開します。各報告書の閲覧を希望されるかたは、下記へお問い合わせください。

問い合わせ 秘書課 ☎38-2000

学校教育課からのお知らせ

子どもに読ませたい図書リスト 400選
ガイドブックが完成しました!

このガイドブックは、市役所売店・行政情報コーナーで、1冊300円で販売しています。

市内にお住まいの4歳から15歳のかたで、ガイドブックをまだ受け取っていないかたは、学校教育課へお越しください。無料でお渡しします。

市内の市立保育所・学校園には、配布済みです。閲覧のみ希望のかたは、図書館等をご利用ください。

■「学校園いっぱい活動」写真展 7月6日～24日(平日)市役所北館1階ロビー

問い合わせ 学校教育課 ☎38-2087

芦屋サマーカーニバル 2009